

目 次

総務編

・高砂市消防本部（署）の沿革	1～5
・消防庁舎の現況	6
・消防力の整備指針と現有消防力の比較	6
・消防職員	
1 職員の構成及び配置状況	7
2 職員の年齢	8
3 職員の勤続年数	8
4 職員教養実施状況	9
5 職員の資格、免許等保有状況	9
・消防予算	
1 年度別予算の推移	10
2 年度別決算の推移	10
3 消防決算と世帯数、人口、職員当りの比較	10
・消防相互応援協定	11

消防団

・消防団の沿革	12
・団員等の表彰状況	13
・団員の階級別人員	13
・団員の階級別在職年数	14
・団員の在職年数	14
・団員の年齢	15
・教養・訓練	15
・災害活動状況	15
・施設及び機械器具の状況	
1 消防分団車庫及び詰所	16
2 消防ポンプ自動車	16
3 災害用資機材一覧表	16

高砂市消防本部（署）の沿革

- 昭和20年 4月 東播・西播の消防警備のため姫路・飾磨の両警察署を本拠とする特別消防中隊が編成され、この中隊の第3小隊が高砂町周辺の空襲に備え、高砂消防会館に分遣され、火災警防の任に就く。
- 昭和20年 7月 県内の空襲被害の実情にそった消防運営を図るため、葺合消防署が明石へ東播消防大隊として移動した際、加古川中隊高砂小隊として改編される。
- 昭和21年 2月20日 兵庫県が戦時体制である消防大隊編成を改編し、東播消防大隊が明石消防署として発足することに伴い、高砂小隊は明石消防署高砂出張所として加古郡高砂町を中心とする加古・印南両郡南部の平常火災の警戒・防衛の任に就く。
- 昭和22年 4月30日 明石消防署と分離して加古川消防署が新設されたことに伴い、加古川消防署高砂出張所と改称する。
- 昭和23年 3月 7日 当初加古川消防署の管轄区域である加古川町・高砂町・米田町・尾上村・荒井村の5町村が加印組合消防署を発足させる予定で準備訓練期間に入ったがこの構想が崩れたため、兵庫県公示第95号により高砂町単独で「高砂町消防本部（署）」を設置し署長以下14名、消防ポンプ自動車2台で自治体消防として再発足する。
- 昭和29年 7月 1日 高砂町・荒井村・伊保村・曾根町の4箇町村が合併し、「高砂市」として市制を施行した。これに伴い高砂市消防本部（署）として新生高砂市全般の災害の警戒・防衛の完璧を期すとともに消防事務を掌握することになる。
- 昭和31年 9月30日 米田町の一部及び阿弥陀村を合併し、これを管轄区域とする。
- 昭和32年 3月10日 北浜村を合併し、これを管轄区域とする。
- 昭和32年 4月 1日 消防職員定数20名に改める。
- 昭和32年 7月 1日 高砂市役所の庁舎が高砂市荒井町荒井字中州2751番地の18（現在の荒井町千鳥1丁目1番1号）に新築移転されたのに伴い消防本部（署）も同庁舎内に移転し、消防業務を開始する。旧庁舎は「高砂分署」として引き続き高砂町を中心とする本市南東部の火災等に対処することになる。
- 昭和35年12月 日本損害保険協会から消防ポンプ自動車1台の寄贈を受け、戦時改造車を更新する。

- 昭和38年 4月 1日 消防組織の充実強化を図るため、職員定数を30名に改める。
- 昭和38年 4月26日 高砂ロータリークラブから救急車（トヨペット）1台の寄贈を受け、救急業務を開始する。
- 昭和45年12月 「屈折はしご付消防ポンプ自動車」（いわゆる「スノーケル車」15m級）を配備して、市街地の高層化に対応する。
- 昭和46年 4月 1日 消防組織の充実強化を図るため、職員定数を39名に改める。
- 昭和46年 7月 日本損害保険協会から普通化学消防ポンプ自動車1台の寄贈を受け、臨海部の工場群における危険物火災に備えることになる。
- 昭和48年 9月 事務所・車庫とも手狭になったため、市役所庁舎の西隣に鉄骨ブロック造171㎡の分室を建築し、消防係の一部を移転する。
- 昭和49年 4月 1日 消防組織の充実強化を図るため、職員定数を49名に改める。
- 昭和51年 6月 「石油コンビナート等災害防止法」の施行に伴い、本市臨海部が東播磨特別防災区域の高砂地区として第一種事業所3社、第二種事業所6社が指定される。
- 昭和52年 4月 1日 消防組織の充実強化を図るため、職員定数を57名に改める。
- 昭和56年 9月18日 日本損害保険協会から普通化学消防ポンプ自動車1台の寄贈を受け、高砂市消防署に配置する。
- 昭和57年 3月 「石油コンビナート等災害防止法」により、大型高所放水車・大型化学消防車・泡原液搬送車の（いわゆる「三点セット」）の整備が必要となり、当時の庁舎では、収容不可能な為、高砂市伊保4丁目553番地の1に鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建て、延面積1,457.51㎡の消防庁舎を新築し移転するとともに三点セットを配備する。
- 昭和57年 9月 消防通信指令装置をB型救急指令装置に刷新し、通信統制と消防活動の円滑化を図る。
- 昭和58年 4月 1日 消防組織の充実強化を図るため、職員定数を78名に改める。
- 昭和61年 9月25日 兵庫県共済農業協同組合から救急自動車1台の寄贈を受け、高砂市消防署に配置する。
- 平成 2年 8月27日 高砂市消防救助隊を発足（隊長以下15名）する。

- 平成 2年 8月 27日 高砂市松陽4丁目635番地に救助訓練場及び仮設訓練塔が完成する。
(敷地面積 1, 355. 72㎡)
- 平成 3年 6月 21日 日本防火協会から広報車1台の寄贈を受ける。
- 平成 3年 12月 救助工作車及び救助資機材一式を配備し、救助活動の強化を図る。
- 平成 4年 8月 救急隊員の行う応急処置等の基準の改正(平成3年8月5日)に伴う拡大応急資機材(いわゆる「9項目」)を配備して、救急活動の質的向上を図る。
- 平成 5年 4月 1日 消防組織の充実強化を図るため、職員定数を89名に改める。
「兵庫県衛星通信ネットワーク」が本格的に運用開始された。これにより災害時における通信手段の輻輳や断線による通信途絶の心配がなく、また防災情報の一斉受信ができるようになったため、災害に対して迅速な対応が可能となる。
- 平成 6年 11月 4日 救急救命士資格取得(1名)
神戸市救急救命士養成所を卒業、第6回救急救命士国家試験に合格し、救急救命士の乗務により救急体制の充実を図る。
- 平成 7年 3月 7日 救急救命士の乗車に伴い、準高規格救急車を配備する。
- 平成 7年 8月 29日 日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ自動車1台の寄贈を受ける。
- 平成 8年 10月 1日 兵庫県消防防災航空隊の発隊により隊員1名を派遣する。
- 平成 9年 10月 1日 事務の効率化を図るため、消防OAシステムを導入する。
- 平成 9年 12月 24日 高規格救急車の購入に伴い、救急救命士の特定行為が可能となる。
- 平成 10年 1月 5日 高砂分署に準高規格救急車を配備して、救急業務を開始する。
- 平成 10年 2月 1日 救急消毒室を設置し、救急資機材の消毒及び汚物処理を行う。
- 平成 10年 3月 30日 普通化学消防ポンプ自動車(化-I型)を更新配備する。
- 平成 10年 4月 1日 高砂分署に救急救命士2名を配置して、分署における救急業務の質的向上を図る。
- 平成 11年 2月 1日 高砂市潜水救助隊を発足(潜水土9名)する。

平成11年11月4日	高砂分署に普通消防ポンプ自動車（CD-I型）更新配備し、消火活動の充実を図る。
平成12年4月1日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を95名に改める。
平成12年4月19日	高砂市松陽4丁目652番地に、消防救助訓練場等の移転用地3,246.01㎡を取得する。
平成12年9月27日	消防緊急通信指令施設の配備計画に伴い、本部庁舎の一部を増改築する。
平成12年9月29日	高規格救急車（2台目）を購入、1台を高砂分署に配備して分署管内での救急救命士の特定行為が可能となる。
平成13年3月23日	大型化学消防自動車を更新配備し、消火活動の充実を図る。
平成13年4月1日	消防緊急通信指令施設Ⅱ型の更新配備が完成する。
平成13年4月3日	消防救助訓練場及び資機材倉庫が完成し、開所式を執り行う。
平成14年3月11日	査察広報車1台を購入し、予防広報の充実を図る。
平成15年3月20日	泡原液搬送車を更新配備し、消火活動の充実を図る。
平成16年3月16日	資材搬送車を更新配備し、消防活動の効率化を図る。
平成17年1月21日	消防活動支援車を更新配備する。
平成17年2月10日	高規格救急車(3台目)を更新配備する。
平成17年3月1日	気管挿管認定救急救命士資格習得（1名） 救命士の行う特定行為で気管挿管が可能となる。
平成17年3月10日	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を更新配備する。
平成18年2月28日	梯子付消防自動車を更新配備する。
平成18年3月28日	薬剤投与認定救急救命士資格習得（1名） 救命士の行う特定行為で薬剤投与が可能となる。
平成19年1月26日	救助工作車及び救助資機材一式を更新配備する。
平成19年4月20日	予防技術検定に1名が合格し、予防技術資格者として認定する。
平成22年6月18日	高規格救急車(4台目)を配備する。

平成22年10月1日	高砂市西部地域における救急活動の充実を図るため、北浜公民館に高規格救急車を配備した北浜救急ステーションを開設する。
平成22年12月29日	普通消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新配備する。
平成23年2月4日	指揮指令車を更新配備し、各種災害活動の充実を図る。
平成25年3月13日	消防・救急デジタル無線システムを整備し、運用を開始する。
平成26年3月29日	高機能消防指令センターを開所し、運用を開始する。
平成27年4月1日	高砂市高砂町朝日町2丁目2-10に鉄筋コンクリート造2階建、延床面積728.82平方メートルの高砂分署庁舎を新築し移転する。
平成28年6月9日	指導救命士1名を養成する。
平成28年12月22日	高規格救急車（高砂分署）を更新配備する。
平成30年3月15日	普通化学消防ポンプ車（化-I型）を更新配備する。
平成31年4月1日	高砂市初の女性消防職員を1名採用する。
令和3年1月15日	高規格救急車（消防署）を更新配備する。
令和3年4月1日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を106名に改める。

消防庁舎の現況

施設名	所在地	敷地面積	延床面積	構造	建築年月日
消防本部 (署)	伊保4丁目 553番地の1	2,038.00 m ²	2,098.01 m ²	RC造 2階建	S57.3.10 改築(一部) H12.9.27
高砂分署	高砂町朝日町 2丁目2番10号	937.51 m ²	728.82 m ²	RC造 2階建	H27.3.31
救助訓練場	松陽4丁目 652番地	3,238.73 m ²	主塔延 198.00 m ² 副塔延 82.60 m ² 資機材倉庫 354.55 m ²	RC造 5階 S造 2階 S造 2階	H13.3.15

消防力の整備指針と現有消防力の比較

(令和4年4月1日現在)

種別	消防力の整備指針		現有消防力		過不足	備考
	本部	団	本部	団		
署所	3		2		△1	
消防ポンプ自動車	6	5	3	7	△1	
梯子付消防自動車	1		(1)		0	大型高所放水車と兼用
化学消防車	3		3		0	消防ポンプ車に泡放出装置を備えたものを含む
大型高所放水車	1		1		0	
大型化学消防車	1		1		0	
泡原液搬送車	1		1		0	
救助工作車	1		1		0	
救急自動車	5		4		△1	
指揮車	1		1		0	
消防吏員	147		96		△51	

消防職員

1 職員の構成及び配置状況

(令和4年4月1日現在)

所 属		階 級						合 計
		消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	
消 防 長		1						1
次 長			1					1
署 長			1					1
小 計		1	2					3
総務課	課長		1					1
	管理調整担当主幹		1					1
	管理担当			1	1			2
	消防団担当			1			1	2
	派遣・入校						2	2
	小 計		2	2	1		3	8
予防課	課 長		1					1
	指導係			2			1	3
	危険物係			1	1		1	3
	査察係			1	1		1	3
	小 計		1	4	2		3	10
消防課	課 長		1					1
	消防課付指令担当				1			1
	計画係			2				2
	救急係			2			1	3
	指令第1係			2	2			4
	指令第2係			2	1		1	4
	小 計		1	8	4		2	15
消防署	消防第1部主幹		1					1
	消防第2部主幹		1					1
	消防第1部副課長		1					1
	消防第2部副課長		1					1
	消防第1部			7	8		3	18
	消防第2部			6	5	1	4	16
	北浜救急ステーション				1	1		2
	小 計		4	13	14	2	7	40
高砂分署	消防第1部分署担当副課長		1					1
	消防第2部分署担当副課長		1					1
	分署第1部			4	4		1	9
	分署第2部			3	4	1	1	9
	小 計		2	7	8	1	2	20
合 計		1	12	34	29	3	17	96

2 職員の年齢

(令和4年4月1日現在)

階級 年齢	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
18歳～25歳						16	16
26歳～30歳				6	1	1	8
31歳～35歳			4	14			18
36歳～40歳			11	2			13
41歳～45歳		3	4				7
46歳～50歳		3	9	3			15
51歳～55歳		2		1	1		4
56歳～	1	4	6	3	1		15
合計	1	12	34	29	3	17	96

3 職員の勤続年数

(令和4年4月1日現在)

階級 勤続年数	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
0年～5年				1		14	15
6年～10年				11	1	3	15
11年～15年			8	10			18
16年～20年		1	9				10
21年～25年		1	6				7
26年～30年		2	3	2			7
31年～	1	8	8	5	2		24
合計	1	12	34	29	3	17	96

4 職員教養実施状況

(令和3年度)

研修先	科目	期間	派遣人員
兵庫県消防学校	専科教育予防査察科	10日	2
	専科教育火災調査科	10日	1
	専科教育救助科	22日	1
	幹部教育初級幹部科	10日	2
	救急救命士養成課程	7ヶ月	1
	指導救命士養成研修	12日	1
	山岳用救助器具取扱技術研修	3日	1
兵庫県こころのケアセンター	惨事ストレス研修	2日	1

5 職員の資格、免許等保有状況

(令和4年4月1日現在)

種別	階級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
大型自動車免許		1	11	22	10	2	3	49
中型自動車免許				2	6		2	10
ガス溶接技能士			8	13	1	1		23
酸素欠乏硫化水素危険作業主任者		1	7	14	2	1		25
玉掛免許		1	8	15	4	1	1	30
小型移動式クレーン		1	7	20	3	1	1	33
小型船舶操縦士免許			6	8	6			20
潜水士免許			6	23	6	1	6	42
救急救命士		1	4	19	10	1	1	36

消防予算

1 年度別予算の推移

年 度	市一般会計予算 (千円)	消防費予算 (千円)	比率 (%)	消防基準財政需要額 (千円)
24	30,599,922	909,725	2.97	1,211,756
25	37,713,340	983,597	2.61	1,166,249
26	32,751,950	867,408	2.65	1,208,390
27	32,232,685	939,589	2.92	1,219,180
28	34,064,389	943,468	2.77	1,188,534
29	33,027,007	988,852	2.99	1,187,054
30	33,672,630	931,892	2.77	1,181,901
31	37,930,511	914,522	2.41	1,179,844
R2	35,228,228	931,501	2.64	1,191,323
R3	40,914,557	1,246,468	3.05	1,189,001

2 年度別決算の推移

年 度	消防費決算額 (千円)	常備消防費 (千円)	非常備消防費 (千円)	消防施設費 (千円)	水防費 (千円)	災対費 (千円)
24	1,107,541	1,009,146	71,023	1,841	830	24,701
25	1,454,863	1,201,537	41,995	177,539	128	33,664
26	1,187,886	762,493	44,690	330,230	532	49,941
27	954,415	770,122	68,082	88,321	483	27,407
28	920,205	810,857	39,874	43,095	465	25,914
29	983,830	895,087	40,140	11,023	527	37,053
30	917,293	801,545	64,111	11,806	188	39,643
31	869,693	795,968	38,608	8,141	359	26,617
R2	1,062,011	847,657	50,317	1,128	394	162,514
R3	1,209,705	824,155	38,197	1,355	344	345,654

3 消防決算と世帯数、人口、職員当りの比較

年 度	決 算 額 (千円)	1世帯当り (円)	市民1人当り (円)	職員1人当り (円)
24	1,107,541	28,731	11,718	11,658,326
25	1,454,863	37,580	15,488	15,314,347
26	1,187,886	30,486	12,704	12,504,063
27	954,415	24,364	10,243	10,262,527
28	920,205	23,374	9,954	9,686,368
29	983,830	25,006	10,729	10,466,277
30	917,293	23,280	10,088	9,655,716
31	869,693	21,922	9,640	9,059,302
R2	1,062,011	26,578	11,858	11,062,615
R3	1,209,705	30,208	11,969	12,806,202

消防相互応援協定

消防組織法第6条において、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有しますが、大規模災害発生時等の消防力の充実強化を図るために、消防組織法第39条及び第45条の規定に基づき県下・隣接における消防に関する相互応援を締結及び緊急消防援助隊の部隊登録を行い、災害発生時に迅速に対応できる体制を整備している。

○ 緊急消防援助隊（兵庫県隊）へ登録

国内における大規模災害（被災地の消防力のみでは対処できないもの）の発生に際して、発災地の市町村長、都道府県知事あるいは、消防庁長官の出動要請により出動し、被災地に係る市町村長の指揮の下に災害救助活動等を行うことを任務とする。当市から救急隊、消火隊1隊、後方支援隊1隊を登録している。

○ 兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的としている。

○ 姫路市と消防業務の相互応援に関する協定

両市の管轄区域内において、火災又は救急救助事故が発生した場合、両市が相互に応援し、応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○ 加古川市、高砂市消防相互応援協定

両市の管轄区域内において、火災、水害若しくはその他の災害又は救急事故が発生した場合に、両市相互の消防力を活用して、応急対策活動に万全を期することを目的としている。